

学生団体活動助成金交付要綱

平成16年4月14日

(目的)

第1条 香川県立保健医療大学後援会（以下「後援会」という。）は、学生の学生団体活動の充実に資するため、学生団体が行う事業に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で活動費を助成する。

(助成対象経費)

第2条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は次の各号に該当するものとする。

(1) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費を比較して少ない方の額

1 基準額	2 対象経費
50,000円以内 (1学生団体当たり)	運営に必要な経費全般 講師謝礼、消耗品、切手、通信費、使用料及び賃借料、 会議費等

(2) 学生団体が、香川県立保健医療大学学生細則第14条に規定する学外団体に加盟する際の入会費及び年会費

(3) 学生団体活動に必要な物品購入費

(助成金の交付申請)

第3条 学生団体は、助成金の交付を受けようとするときは、毎年5月末までに学生団体活動助成金交付申請書を後援会に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 後援会は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、助成金の交付を決定し、速やかに学生団体に通知し、交付するものとする。

(実績報告)

第5条 学生団体は、助成事業完了後、速やかに学生団体活動助成金実績報告書を後援会に提出しなければならない。

(実績報告の調査)

第6条 後援会は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行う。

(目的外使用の禁止)

第7条 学生団体は、助成金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第8条 後援会は、助成事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指導を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第9条 後援会は、学生団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に定める条件に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他助成事業の施行について、不正があったとき。

(関係書類の保管)

第10条 学生団体は、助成事業にかかる収入支出の証拠書類を整備し、助成事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。